

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		97,829	92,839		-4,990
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	24,038	23,524		-514
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	73,791	69,315		-4,476

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○乳幼児医療費助成 92,839千円

対象者：出生の日から就学前までの児童（所得制限なし）
 給付額：一部負担金相当額（自己負担なし）
 給付方法：医療費助成成分を控除して窓口支払する現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

○乳幼児医療費助成事業 92,839千円

医療費給付の状況	【県補助事業】	【市単独事業】	合計
受給者数	2,526人	960人	3,486人
給付件数	35,368件	13,235件	48,603件
給付額	65,833,100円	27,006,341円	92,839,441円

1. 対象者
 ・出生の日から就学前までの児童
 ・所得制限なし（県基準の者は県補助対象、県基準所得を超過している者は市単で認定）

2. 給付額
 ・一部負担金相当額（医療費助成の自己負担額なし）
 ※H27年8月から3歳以上児童についても所得制限と自己負担を撤廃

3. 給付方法
 (1) 現物給付方式
 医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる
 当市は未就学児の自己負担を撤廃しているため、医療費の支払いが不要となった
 （H28年8月から就学前児童の現物給付開始）
 (2) 償還払い方式
 ※県外の医療機関を受診した場合や、受給者証を提示しなかった場合は、医療費を支払った
 領収書により市役所窓口で給付申請が必要となる
 診療を受けてから2か月後、一部負担金相当額が受給者の口座に振り込まれる

4. 県補助金について
 花巻市独自で県が実施する医療費助成に上乗せ給付している
 県基準給付の1/2の額が県補助となる
 (1) 所得制限
 児童扶養手当の所得制限限度額+80万円
 (2) 県基準給付額
 ・1 医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額
 ・受給者が3歳未満の者は自己負担なし
 ・主としてその者の生計を維持する者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		12,173	12,535		362
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	5,060	5,192		132
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	7,113	7,343		230

特定財源の内訳

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○妊産婦医療費助成 12,535千円

対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者（所得制限あり）
 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額（非課税世帯は自己負担なし）
 給付方法：医療費助成成分を控除して窓口支払する現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

○妊産婦医療費助成事業 12,535千円

・医療費給付の状況

受給者数 189人
 給付件数 2,123件
 給付額 12,534,577円

- 対象者
 - ・妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者
 - ・所得制限あり（県基準と同額）
- 給付額
 - ・1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円（医療費助成の自己負担額）を控除した額
 - ・受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし
- 給付方法
 - 現物給付方式
医療機関で受給者証を提示することで、医療費助成の自己負担額までの支払いとなる
 - 償還払い方式
※県外の医療機関を受診した場合や、受給者証を提示しなかった場合は、医療費を支払った領収書により市役所窓口で給付申請が必要となる。
診療を受けてから2か月後、一部負担金相当額が受給者の口座に振り込まれる
- 県補助金について
花巻市独自で県が実施する医療費助成に上乗せ給付している
県基準給付の1/2の額が県補助となる
 - 県所得制限
児童扶養手当の所得制限限度額+80万円
 - 県基準給付額
 - ・1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額
 - ・受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		206	451		245
財源内訳	国費	68	150		82
	県費	68	150		82
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	70	151		81

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～	
------	---	-------	------	---	--

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
育児不安と子どもの心の発達の問題、児童虐待等で支援の必要なケースが増えている。そこで妊娠期から出産後の養育支援の必要な妊婦を把握し、特定妊婦と位置づけ、出産後の支援体制を整える必要がある。

事業概要
○特定妊婦支援 451千円 母子健康手帳交付時等に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。
(1) 妊婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供 (2) 効果的かつ継続的な支援のため、関係機関と連携し必要な支援の調整を図る。 (3) 必要に応じた定期的な支援

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1
特定妊婦支援事業 451千円
母子健康手帳交付時に対象者（特定妊婦）を把握し、妊娠・出産後の育児に関する情報の提供、不安や悩みへの相談支援を行う。 また、関係機関との連携を図りながら、計画的に家庭訪問や電話訪問等で相談対応することにより安心して出産し、その後の養育ができるよう支援する。
(1) 報酬等 248千円 助産師・保健師等 248千円
(2) 需用費 48千円 消耗品費 19千円 ガソリン 29千円
(3) 通信運搬費 1千円
(4) 自動車借上料 154千円

【特定妊婦】
特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。
具体的には、若年・経済的問題・妊娠葛藤・母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届・妊婦健康診査未受診等・多胎・妊婦の心身不調など。

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144070	母子保健事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		94,641	97,460		2,819
財源内訳	国費	11,715	12,282		567
	県費	692	957		265
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	82,234	84,221		1,987

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返		期間限定	～
------	---	-------	--	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

児童福祉法等の改正で、母子保健法上「母子健康包括支援センター」として法定化された「子育て世代包括支援センター」は、平成29年4月に設置している。

事業概要

○妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 78,204千円
 (1) 妊婦一般健康診査 一人15回(多胎妊娠の場合、一人5回まで健診を追加)
 (2) 産後健康診査 一人2回(産後2週、1か月)
 (3) 乳幼児健康診査 (1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児)
 (4) 新生児聴覚検査
 ○子育て世代包括支援センター事業 292千円
 相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援
 ○産前・産後サポート事業、産後ケア事業【拡充】18,859千円
 市内NPO法人に業務を委託 産後ケア毎週月・水・金、第2・4火⇒毎週月・火・水・金に拡充
 ○赤ちゃんふれあい体験教室 105千円
 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 10回/年

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

母子保健事業 97,460千円

1. 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 78,204千円

母子保健法に基づき実施する乳幼児健康診査、妊婦一般健康診査等にかかる経費

- (1) 会計年度任用職員報酬・通勤手当 8,866千円
 - (2) 報償費 医師等 7,678千円
 - (3) 健康診査委託料 医師会 56,345千円
 - (内訳)
 - ①妊婦一般健康診査委託 (15回目まで) 42,117千円
 - ②多胎妊婦健康診査委託 0千円
 - ③子宮頸がん検診委託 1,515千円
 - ④産後健康診査委託 3,436千円
 - ⑤新生児聴覚検査委託 1,613千円
 - ⑥乳児一般健康診査委託 7,431千円
 - ⑦乳幼児精密検査委託 120千円
 - ⑧送迎業務委託 113千円
 - (4) その他委託 マイナンバー副本登録保守 53千円
 - (5) 需用費 消耗品、印刷製本等 1,543千円
 - (6) 役務費 手数料 456千円
 - (7) 備品費 2,814千円
 - (8) 負担金・補助金 健康診査費用補助金 449千円
- 母子保健法に基づき、実施する妊婦一般健康診査、産後健康診査、乳児一般健康診査、新生児聴覚検査について、里帰り等で県外で健診を受けた者に対する経費

2. 子育て世代包括支援センター事業 292千円

妊娠期から子育て期にわたる支援について、子育て世代包括支援センターを設置。保健師等の専門職を配置し、包括的な切れ目のない支援を実施。

3. 産前・産後サポート事業、産後ケア事業【拡充】 18,859千円

妊産婦が抱える妊娠・出産等に関する悩みについての相談支援や、退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、市内NPO法人(まんまるママいわて)へ業務を委託。
 ※拡充内容 産後ケア…R3=(毎週月・水・金、第2・4火) → R4=(毎週月・火・水・金)

4. 赤ちゃんふれあい体験教室 105千円

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144080	養育医療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		5,913	6,718		805
財源 内訳	国費	2,257	2,558		301
	県費	1,129	1,279		150
	地方債	0	0		0
	その他	1,395	1,598		203
	一般財源	1,132	1,283		151

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	<input type="radio"/>	単年度繰返		期間限定	~
------	-----------------------	-------	--	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。平成25年度、権限移譲により身体の発育が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して医療給付を行う未熟児養育医療給付事業が開始となった。

事業概要

○養育医療費助成事業 6,718千円
母子保健法に基づき養育のため入院治療を必要とする未熟児の保護者に対し、その養育に必要な医療給付を行う。

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	長山 義博
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1

養育医療給付 6,718千円

未熟児養育医療とは、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの（母子保健法第20条）
なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担額はなく、市が一旦全額支弁する。その後、所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。

1. 養育医療給付 6,718千円
 - (1) 審査支払手数料 2千円
 - (2) 養育医療 6,716千円
国保連・支払い基金支払い分

令和4年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業費

単位: 千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		6,561	2,717		-3,844
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	5,800	2,400		-3,400
	一般財源	761	317		-444

特定財源の内訳					

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	～
------	---	-------	------	---

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月議会 県不妊治療助成金の上乗せ助成についての質問 平成22年6月議会 再度、質問。副市長答弁、「早々に内容を詰めて近いうちに提案したい」 平成22年9月補正予算議決後、4月にさかのぼり、10月より事業開始

事業概要
○特定不妊治療費助成 2,717千円
補助金 2,701千円、需用費（消耗品）14千円、役務費（通知書等郵便料）2千円
対象者：岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚にある夫婦並びに男性不妊治療（令和3年度末に治療が終了し、申請が令和4年度となった者、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に治療が終了した者が対象）
給付額：1回の申請につき、治療費から県助成金を控除した額（上限10万円）

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
○特定治療費支援事業 2,717千円
・助成状況
助成件数 29件 助成額 2,701,449円
1. 対象者となる者 花巻市に住所を有する法律上の婚姻にある夫婦及び事実婚にある夫婦で、「岩手県不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金」の交付決定を受けた者（男性不妊治療も対象）
2. 助成額 治療費から県助成金を控除した額で、1回の申請につき10万円を限度とする
3. 助成金交付の流れ (1) 中部保健所に花巻市の助成事業のチラシを配備し県助成金の交付決定を受けた者に周知 (2) 花巻市に助成金の交付申請（申請書類の審査） (3) 交付決定（助成金振込）
4. 参考：県助成内容について (1) 対象者（以下の条件をすべて満たしている方） ① 特定不妊治療を受けた夫婦で、夫婦又はいずれか一方が県内に居住している ② 特定不妊治療以外の治療によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満 (2) 対象となる治療 岩手県が指定した医療機関において治療した、保険診療の適用とならない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に限る (3) 助成内容 ① 夫婦一組に対して、1回の治療につき30万円を限度として助成 ただし、治療内容によっては10万円 ② 男性不妊治療を行った場合は、30万円を限度として助成